相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市元島田九四三三番地五、最後の住所静岡県島田市元島田九四三三番地の五　被相続人　亡　尾島美津夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

事務所静岡県静岡市葵区伝馬町一六番一号ＴＭＣビル四階　古畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古畑　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区彌富ケ丘町二丁目二六番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坪井　鑛介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル三階

相続財産管理人　弁護士　服部　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県湖南市三雲四一九番地、最後の住所滋賀県湖南市三雲四一九番地　被相続人　亡　片野　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

滋賀県大津市末広町八番一二号マルマンビル三階レーク総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横畑　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所京都府京都市中京区壬生東檜町三四番地九　被相続人　亡　中村太郎こと　全　令鎭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

事務所京都市中京区御幸町通竹屋町下ル東側　関東屋ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中田　政義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市千歳町千歳溝川一番地、最後の住所京都市左京区岩倉上蔵町一〇一番地　いわくら病院方　被相続人　亡　森川　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

京都市中京区烏丸通二条下ル西側　ヒロセビル二階　市民共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋市大町二三番地、最後の住所大阪府東大阪市御幸町一一番三号　被相続人　亡　谷川美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

大阪市北区中之島二―三―一八中之島フェスティバルタワー一九階

相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区細工谷二丁目四三番地、最後の住所大阪市天王寺区味原町一四番一六号アーバンヴィラ渡辺五〇三号　被相続人　亡　乙田東洋司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階

相続財産管理人　弁護士　相沢　祐太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市五祝町四〇〇番地一、最後の住所大阪府東大阪市足代三丁目二番二〇号　被相続人　亡　川村　隆男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

大阪市中央区北浜二丁目一番一九号サンメゾン北浜ラヴィッサ七〇二号

相続財産管理人　弁護士　丸野　敏雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市荒川二丁目一三番地五、最後の住所大阪府東大阪市荒川二丁目四番二号　被相続人　亡　逢坂　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

大阪市北区豊崎三―二―一淀川五番館七階

相続財産管理人　弁護士　中西　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区東三国三丁目一六四番地二、最後の住所大阪市淀川区宮原一丁目一五番一八―一二〇五号　被相続人　亡　常重　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

大阪市北区西天満二―八―一大江ビルヂングＢ七

相続財産管理人　弁護士　吉森　智広

第13期決算公告

平成30年2月28日　東京都港区虎ノ門四丁目2番3号

トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社

代表取締役　藤永　明彦

貸借対照表の要旨　（平成29年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,956,074	流動負債	441,237
固定資産	105,501	預り金	116,489
		固定負債	30,525
		役員退職慰労引当金	7,365
		株主資本	1,589,963
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,489,963
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,464,963
		（うち当期純利益）	(717,863)
		評価・換算差額等	△151
		その他有価証券評価差額金	△151
合計	2,061,575	合計	2,061,575